

令和3年4月26日

本会の新型コロナウイルス感染防止対策

公益社団法人大阪府建築士会

令和3年4月25日～5月11日まで緊急事態宣言が発出されたことにより、本会ではこの期間について、下記の対応を行います。なお、感染状況により期間が延長された場合は、その期間に準じます。

| 事業名 | | 対策 | |
|-----|-----------------------------|---|-----------|
| 1 | 理事会 | 理事会は議決権のある理事及び監事による開催とし、Web 併用による会議とする。 但し、正副会長及び部門長、専務理事は原則として実出席とする。 | |
| 2 | 部門会議、委員会、勉強会等 | Web 会議又は、Web 併用による会議とする。 | |
| 3 | 会議時間 | 府の外出自粛要請により、20時までとする。 | |
| 4 | 法定講習等 (定期講習、監理技術講習等) | 国交省等の判断に従い、コロナ感染防止対策を行い実施する。 | |
| 5 | 本会主催の講習会、研修会、 見学会等一般募集事業 | 受講人数は会場定員の50%以下とし、検温、マスク着用、手指の消毒などのコロナ感染防止対策を行い実施する。 なお、講師や見学受入れ先等の諸事情によって、延期または中止を検討する。 | |
| 6 | 建築相談 | 電話相談 | 期間中は中止する。 |
| | | 面接相談 | |
| | | 現地相談 | |
| 7 | インスペクション業務 | 期間中の現場調査は中止する。 | |
| 8 | 木造耐震診断業務 | 期間中の現場調査は中止する。 | |
| 9 | 大阪市高齢者住宅受託事業 | 大阪市の判断に従い、書類審査は通常通り行い、訪問審査は宣言期間終了まで中止する。 | |
| 10 | 建築物耐震評価委員会 | 期間中は中止する。 | |
| 11 | 地方公共団体、公益法人等 への公職派遣 | 依頼先の判断に従い、対応する。 | |
| 12 | 事務局 | 事務局は通常通り業務を行なう。 時間外業務が生じた場合は、府の外出自粛要請により20時までとする。 | |